

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高畠町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高畠町 063819
地域名 (地域内農業集落名)	高畠② (御入水、青葉町、緑町、安久津一、安久津二、鳥居町、蛭沢、入蛭沢、湯在家、熊の前、新田、小郡山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月12日(第1回) 令和6年 1月24日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後農業従事者の高齢化が進展することから、水稻を考えた場合、若手後継者に農地が集積し連担化しやすいような兼業農家を含めた集落のルールづくりが今後の課題となる。

・農業者の高齢化やリタイヤも多く見込まれることから、担い手はいるが十分ではなく、退職後に専業する兼業農業者に期待しつつも、農地の受け手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、果樹(ブドウ)、酪農、花木(啓翁桜)の作目組合せによる複合経営の農業形態が中心であり、今後もこの形態を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	289.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	289.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため農道、用排水、暗渠排水等の整備、農地の大区画化等、基盤整備を検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。 法人組織化するなど地域農業を維持し、かつ雇用を生み出すような取り組みも考えていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域として耕作放棄地の解消と併せて鳥獣害対策(電気柵の設置や放置果樹園等の対策)に取り組んでいく。